

保証について

お買い上げいただきましたお車は、トヨタの厳しい品質管理のもとで製造されたものです。万一、材料上あるいは製造上の不具合がありました場合には、保証書に示す条件にしたがって無料で修理させていただきます。

法令ならびにトヨタが指定・推奨する、定期点検整備・日常点検の未実施および定期交換部品の未交換に起因する不具合は保証修理いたしません。

二次保証(保証期間が残っているお車を入手された場合)

保証期間内に、保証登録書に記載されたお車を入手されご使用になられる方は、ただちに最寄りのトヨタ販売店にお車とメンテナンスノート(保証登録書を含む)をお持ちください。二次保証手続きにより、残りの期間を保証(二次保証)いたします。

メンテナンスノート(保証登録書を含む)の提示がない場合には、二次保証をお断りしますので、お車を譲渡される場合はメンテナンスノート(保証登録書を含む)を必ずお車とセットでお渡しく下さい。

保証書

1 保証の内容

この保証は、保証登録書に記載されたお客様に対して、トヨタ自動車株式会社（以下トヨタといいます）の出荷時のお車に組付けられている部品に、材料上または製造上の不具合が発生した場合に、保証書に示す期間と条件に従って、これを無料修理すること（以下、この無料修理を保証修理といいます）をお約束するものです。保証修理は、部品の交換あるいは補修により行います。なお、この際に取り外した不具合部品は、トヨタの所有となります。

2 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、トヨタ販売店またはトヨタ認定サービス工場へお車をお持ちいただき、メンテナンスノート（保証登録書を含む）をご提示のうえ保証修理をお申しつけください。メンテナンスノート（保証登録書を含む）を提示されない時は、保証修理をお受けいたしかねます。

3 保証の対象と期間

	対象	保証期間
一般保証	トヨタが指定した対象外、特別保証、特定保証部品を除く全部品	新車登録日から 3年間 ただし、その期間内でも走行距離が 60,000km まで
特別保証	重要な機能を果たすトヨタが指定した部品	新車登録日から 5年間 ただし、その期間内でも走行距離が 100,000km まで
特定保証	その他トヨタが指定した部品	部品により設定
ボデーの塗装・錆保証	ボデー塗装	車種により設定
	ボデー外板の穴あき錆	

対象外とは、タイヤ、12Vバッテリー、ダンプ機構、消耗部品および油脂類を指します。その他の対象外、各保証の対象と期間については、車種ごとに異なりますので、「保証の対象と期間詳細」をご覧ください。

- TECS車等のトヨタが架装した部位の保証期間は、3年間/60,000kmです。架装部位のうち、別の保証書が添付されているものは、その保証書の保証期間が適用されます。
- 構内車等の登録しないお車については、前表中の「新車登録日」を「新車納車日」に読み替えるものとします。
- 保証修理時に交換部品として新たにお車に装着した部品も、保証書に基づく保証の対象となりますが、その保証期間は前表の区分に従い、当初の保証期間満了までとします。

4 お客様にお守りいただく事項

- ① 取扱書等に示す取扱い方法に従った正しい使用・お手入れ。
- ② メンテナンスノートに示す、法令*で定められた点検（日常点検を含む）およびトヨタが指定する点検整備の実施、定期交換部品の指定通りの交換。
* 原付は法令に準じた点検
- ③ 定期点検整備の実施を記録したメンテナンスノートまたはその他の定期点検記録簿の保持。

5 保証しない事項

- ① お客様にお守りいただく事項が守られていない場合、または守られていないことに起因する場合。
- ② 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象。（消耗部品・油脂類の消耗・劣化等。内装部品、樹脂部品、塗装面、メッキ面等の自然退色・劣化等）
- ③ 自動車の機能に影響がないことが一般に認められている現象等。（音、振動、オイルのにじみ、操作フィーリングなど）
- ④ 通信事業者が、電波の通信方式を廃止・変更することにより、車載機器のオンラインサービス提供に必要な電波を受信できない場合。
- ⑤ 飛石、酸性雨、塩害、鳥糞、薬品、鉄粉、煤煙、降灰等の外部要因に起因する不具合。
- ⑥ 地震、台風、水害等の天災ならびに火災、事故に起因する不具合。
- ⑦ 通常の注意で発見・処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。
- ⑧ 保守もしくは整備上の不備または間違いに起因する不具合。
- ⑨ ご使用の過程で発生したボデーおよび内外装部品の傷・凹み等の不具合。

- ⑩ トヨタの出荷後に、トヨタ以外の者が装着・架装した部品・架装物(保証修理時に交換部品として新たに装着された部品を除く)、およびトヨタ以外の者による補修(保証修理としてなされた補修を除く)・改造に起因する不具合。
- ⑪ 適切なトヨタ純正の消耗部品・定期交換部品あるいはトヨタが指定する油脂類(オイル、冷却水等)以外の使用に起因する不具合。
- ⑫ 取扱書等に示す取扱い方法と異なる使用、不適切な保管、特別な条件での使用(サーキット走行やレース・ラリー等のスポーツ走行)、エンジンの過回転、エンジン回転が極度に高い状態でのクラッチ操作、過積載等に起因する不具合。
- ⑬ 駆動用電池の容量低下。(ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、FCEV車)
- ⑭ 保証修理以外にトヨタが保証書に基づいて費用(例えば次のような費用)を負担することはいたしません。
 - ・ 消耗部品および油脂類の交換・補充費用。
 - ・ 法令ならびにトヨタが指定する定期点検整備および定期交換部品の費用。
 - ・ お車を使用できなかったことによる不便さおよび損失等。(電話代、レンタカー代、宿泊代、交通費、休業補償、積荷補償、営業損失補償等)
 - ・ トヨタ販売店およびトヨタ認定サービス工場以外での修理費用。

⑥ 保証の発効

この保証は、保証登録書に記載されたお車を販売したトヨタ販売店が、保証登録書にお客様の氏名、お客様の住所、お車の登録番号、登録日、販売店名等の必要事項を記入のうえ、捺印することにより有効となります。

⑦ 保証の失効

この保証は、前記 ③ に示す保証期間が満了した時に効力を失うものとします。また、保証期間内であっても、お車の譲渡等により、保証登録書に記載されたお客様が保証登録書に記載されたお車の使用者でなくなった時、または保証登録書に記載されたお車が日本国外へ持ち出された時にも、効力を失うものとします。

⑧ 二次保証

保証登録書に記載されたお客様が保証登録書に記載されたお車の使用者でなくなったことにより、保証登録書に記載されたお客様に対する保証が失効した場合でも、保証期間内であれば、次の条件を満たす場合に限り、新たにお車をご使用になれるお客様に対して保証の効力を生じるものといたします。

- ① 新たなお客様がメンテナンスノート(保証登録書を含む)を所持していること。
- ② トヨタ販売店で二次保証の手続きがなされること。
(トヨタ販売店が必要な点検(有料)を実施したうえ、新たにお車をご使用になれるお客様の氏名・住所等の必要事項を記入、捺印いたします。)
- ③ 保証登録書に記載されたお車が一度も日本国外へ持ち出されていないこと。

⑨ 保証書・保証登録書の再発行

保証書・保証登録書を破損または紛失した場合で、保証書・保証登録書の発行をお受けになったお客様(二次保証の場合は二次保証の手続きをお受けになったお客様)からのお申し出のある場合に限り、再発行いたします。

保証書・保証登録書の発行手続きを行ったトヨタ販売店(二次保証の場合は二次保証の手続きを行ったトヨタ販売店)へお申し出ください。



保証の対象と期間詳細(対象外部品・特別保証部品・特定保証部品など)

一般保証部品
<p>下記を除く全部品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● タイヤ ● 12Vバッテリー ● ダンプ機構 ● トヨタ出荷後、トヨタ以外の者が装着・架装した部品・架装物 ● 消耗部品 <ul style="list-style-type: none"> エアクリーナーエレメント オイルフィルター フューエルフィルター Vベルト スパークプラグ(白金プラグ、イリジウムプラグを除く) ブレーキパッド、ブレーキシュー、ブレーキライニング 各種ヒューズ 各種電球(ハロゲン、ディスチャージ、LEDランプを除く) 各種電池(電子キー、リモコン等) ワイバーゴム エアフィルター その他これに類するもの <p>※トヨタが架装した架装車固有の消耗部品については取扱書を参照して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 油脂類 <ul style="list-style-type: none"> エンジンオイル トランスミッションギヤオイル ディファレンシャルギヤオイル ステアリングギヤオイル パワーステアリングフルード オートマチックトランスミッションフルード トランスアクスルフルード クラッチフルード ブレーキフルード ショックアブソーバーフルード ウインドウウォッシャー液 各種グリース 冷却水 バッテリー液 燃料(ガソリン、軽油、LPG) クーラーガス その他これに類するもの

特別保証部品
<p>下記のうちトヨタが指定した部品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● エンジン機構 ● 動力伝達機構 ● ステアリング機構 ● 前後アクスル機構 ● ブレーキ機構 ● 排出ガス浄化機構 ● 電子制御機構 ● 乗員保護装置 ● ハイブリッド機構 ● プラグインハイブリッド機構

ボデーの塗装・錆保証	
ボデー塗装	<乗用車・バン・ワゴン> 新車登録日から 3年間
	<トラック・ピックアップ> 新車登録日から 1年間
	<トヨタが架装した架装車の架装部分> 新車登録日から 1年間
ボデー外板の穴あき錆	<乗用車・バン・ワゴン> 新車登録日から 5年間
	<トラック・ピックアップ> 新車登録日から 3年間
	<トヨタが架装した架装車の架装部分> 新車登録日から 3年間

リコール等のお願い

万一、リコール等を実施する場合には、ご面倒をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

詳しくは、トヨタ販売店又はお客様相談センターにお尋ねください。

お客様へのご連絡は、自動車検査証(車検証)の情報をもとにご連絡いたします。ご住所等の記載内容に変更がある場合には、変更登録または移転登録の申請を行っていただきますようお願いいたします。

●リコールとは

自動車の構造・装置の不具合による事故を未然に防止することを目的とした法律に基づく制度です。

同一型式・一定範囲の自動車について、構造・装置・性能などが、安全・公害防止の規定(保安基準)に適合しなくなるおそれがあると弊社が判断した場合に、国土交通省に届け出て、該当のお車をご使用のお客様へご連絡し、無料で修理いたします。

●改善対策とは

保安基準に係わらなくても安全確保・公害防止の観点から弊社が必要と判断した場合に、ご使用のお客様へご連絡し、無料で修理いたします。

●サービスキャンペーンとは

商品品質改善等の観点から弊社が必要と判断した場合に、ご使用のお客様へご連絡するか、トヨタ販売店ご来店時にお知らせして点検・修理いたします。

お客様のお車がリコール等の対象車両かどうかを自動車検査証(車検証)の車台番号から検索可能です。

詳しくはこちらのサイトをご覧ください。

<https://toyota.jp/recall/index.html>